

(写)

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第17号

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例（平成14年龍ヶ崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条、第5条、第7条関係）			別表（第3条、第5条、第7条関係）		
健診項目	費用負担額		健診項目	費用負担額	
	集団健診	医療機関健診		集団健診	医療機関健診
特定健康診査	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	特定健康診査	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>
省略			省略		
健康診査	<u>1,000円以内で 規則で定める額</u>	<u>1,000円以内で 規則で定める額</u>	健康診査	<u>1,500円以内で 規則で定める額</u>	<u>1,500円以内で 規則で定める額</u>
省略			省略		

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る費用負担額について適用し、同日前に受診した健診に係る費用負担額については、なお従前の例による。